

成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方針

はじめに

平成31年1月から、成年後見制度利用促進計画の策定に向けて、庁内関係部署及び社会福祉協議会による庁内検討会を開催し、同年7月には、外部の専門職（弁護士、司法書士及び社会福祉士）、相談機関（おとしより相談センター及び基幹相談支援センター）及び民生・児童委員を加えた「中央区成年後見制度利用促進検討会議」を設置し、成年後見制度に係る区の現状と課題の共有を図りました。

令和2年2月からは「中央区成年後見制度利用促進検討会議」の構成員に、更に医師、学識経験者等を加えた「中央区成年後見制度利用促進検討委員会」を設置し、成年後見制度に係る区の現状と課題についての意見交換、成年後見制度利用促進計画の策定に向けた施策の方向性や取組等について検討を行ってきました。

この方針は、成年後見制度利用促進計画に盛り込むべき施策の方向性を示すとともに、令和3年度に設置予定の「中央区成年後見制度利用促進審議会（仮称）」（以下「審議会」という。）における全体構想の設計及びその実現に向けた進捗管理に活用していくために作成したものです。

第1 計画の策定にあたって

1 背景

(1) 成年後見制度の課題

成年後見制度は、平成11年の民法（明治29年法律第89号）の改正により、従来の禁治産や準禁治産制度に代わって導入された制度です。制度の導入後、利用者は年々増加し、その必要性及び制度への理解は深まりつつあるものの、①制度の利用が後見・保佐・補助の3つのタイプのうち後見が約8割を占め保佐及び補助の利用が少ないこと、②財産保全の観点のみが重視され、成年被後見人の自己決定権の尊重などの福祉的な視点に乏しい運用がなされていること、③成年後見人等を支援する体制が十分に整備されていないこと等が課題となっています。

このような状況により、成年後見制度の利用者がメリットを実感できていない現状が指摘されており、今後の成年後見制度の利用促進にあたっては、ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する。）、自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）といった理念に立った運用の在り方を検討する必要があると考えられます。

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行及び成年後見制度利用促進基本計画の策定

このような課題を解決するために、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）の施行により、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的計画の策定と、基本的事項を調査審議する合議制の機関を設置することが市町村の努力義務とされました。また、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定。以下「国基本計画」という。）が策定され、中核機関の設置、市町村計画の策定、合議制の機関の設置等が市町村の役割とされています。

これにより財産の管理や日常生活などに支障がある認知症高齢者、障害者等を社会全体で支え合い、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。

(3) 社会福祉法改正による地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備

平成29年6月に社会福祉法（昭和26年法律第45号）が改正されたことにより、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりや包括的な支援体制の整備が求められています。複合的な課題や制度の狭間にある課題などを「丸ごと」受け止め、適切な支援につなげるためには、行政をはじめとする相談支援機関の連携、地域のネットワーク化等により、制度・分野の縦割りや支え手・受け手といった関係を超えた「つながり」を構築し、支援者同士の情報共有や身近な地域での見守りネットワークを強化していくことが重要です。

成年後見制度の利用や権利擁護支援が必要な人の中には、自らSOSの声を上げることができない人や、複合的な課題を抱えている場合も多いことから、相談支援機関及び地域の関係者が連携して対応することや包括的な支援体制の整備と併せた地域連携ネットワークの仕組みづくりが求められています。

(4) 認知症施策大綱の取りまとめ

認知症になっても住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる「共生」と、認知症の発症を遅らせる「予防」のための取組を推進するため、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくために障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の推進に、成年後見制度の利用促進が盛り込まれています。

(5) 中央区保健医療福祉計画2020の策定

令和2年3月に「中央区保健医療福祉計画2020」が策定され、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築や高齢者、障害者等の権利擁護の推進のための取組が示されています。

解説

成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つに分類されます。

◆任意後見制度

将来、判断能力が不十分となったときに備えて、本人の判断能力があるうちに、あらかじめ「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を契約により決めておく制度です。

◆法定後見制度

既に判断能力が不十分となっているときに、家庭裁判所に申立てをすることによって、家庭裁判所から選任された後見人等が本人に代わって財産や権利を守り、本人を支援する制度です。

法定後見は、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が利用できます。

	後 見	保 佐	補 助
対象者	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
申立てができる者	本人、配偶者、4親等内の親族、区市町村長等		
与えられる権限	財産管理の代理権、取消権	借金、相続の承認、家の新築・増改築等についての同意権、取消権	—
申立てにより与えられる権限	—	借金、相続の承認、家の新築・増改築等以外の事項についての同意権、取消権 特定の法律行為についての代理権	借金、相続の承認、家の新築・増改築等の一部の事項についての同意権、取消権 特定の法律行為についての代理権

2 計画策定の目的

中央区では、急激な人口増加に伴い、今後高齢化率は低下するものの、高齢者人口は増加し、認知症高齢者や障害者の人数も増加することが見込まれます。それに伴い高齢者や障害者の単独世帯、高齢者のみの世帯及び障害者の子と高齢の親等の世帯もますます増加していくことから、成年後見制度の利用の必要性が一層高まっていくと考えられます。

そこで、中央区における成年後見制度に係る現状と課題に対する具体的な施策や取組を高齢者及び障害者の観点からそれぞれ整理し、制度の利用の促進を総合的かつ計画的に推進していくため、「中央区成年後見制度利用促進計画」を策定する必要があります。

3 計画の位置付け

「中央区成年後見制度利用促進計画」は、促進法第23条第1項の規定に基づく基本的な計画であり、かつ、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画等として策定する「中央区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する市町村介護保険事業計画として策定する「中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に包含した計画として位置付けます。

CHECK!



国基本計画（抜粋）

◆市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
- 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・ 地域連携ネットワークの3つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
 - ・ チームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
 - ・ 地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
 - ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
 - ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

第2 目指す姿及び施策の方向性

1 目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができています。

2 施策の方向性

中央区保健医療福祉計画2020の基本理念、基本施策等並びに中央区における成年後見制度に係る現状及び課題を踏まえ、4つの方向性を定めます。

施策の方向性Ⅰ 成年後見制度の普及・啓発を推進する。

施策の方向性Ⅱ 成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。

施策の方向性Ⅲ 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

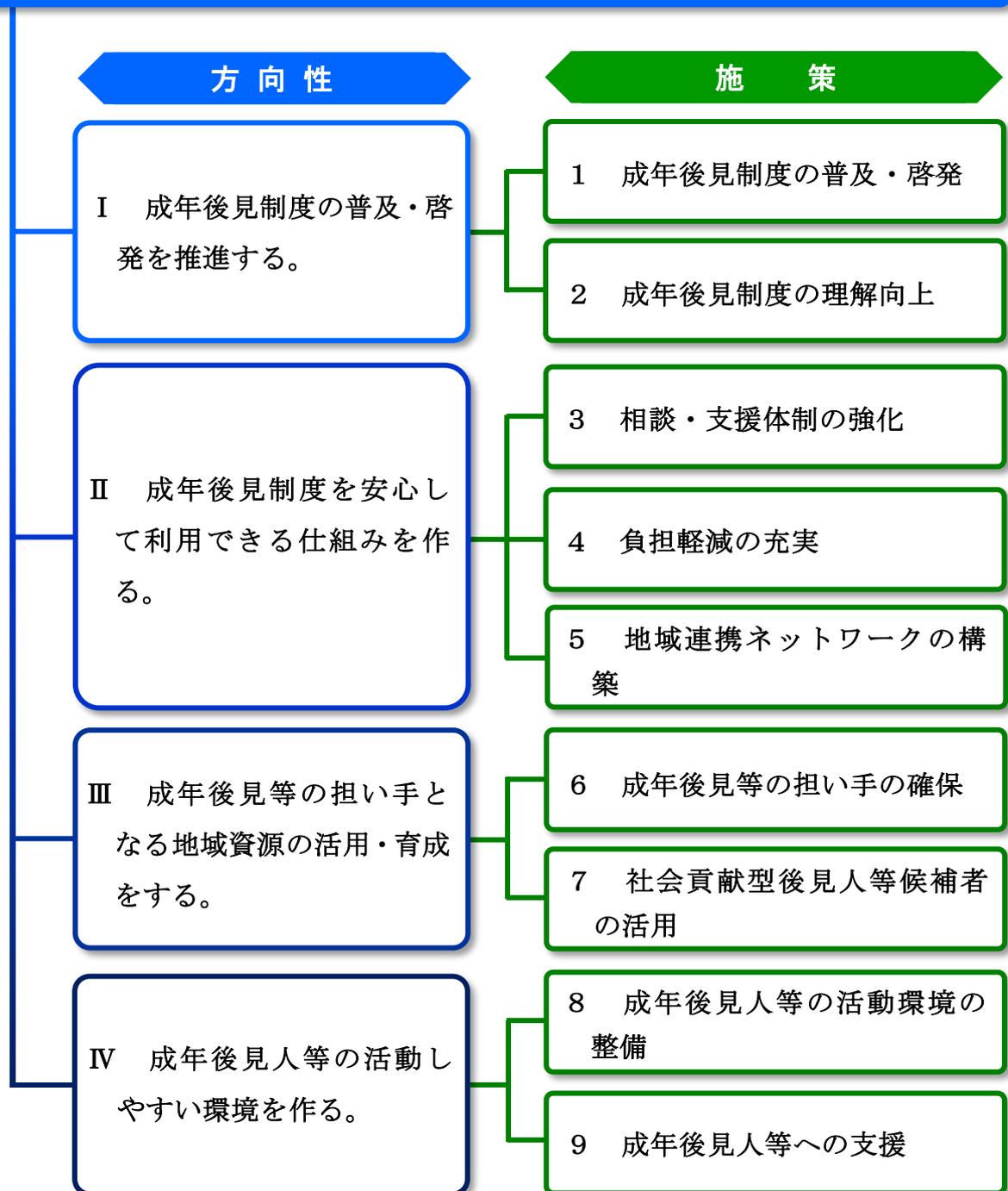
施策の方向性Ⅳ 成年後見人等の活動しやすい環境を作る。

第3 計画に盛り込むべき施策の方向性

中央区が目指す姿の実現に向けて、計画に盛り込むべき施策の体系は次のとおりです。

目指す姿

誰もが住み慣れた地域の中で家族や地域の人々に支えられながら、成年後見制度の適切な利用により本人の意思が最大限尊重され、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができます。



第4 各施策の取組内容及び具体的な取組

成年後見制度の利用促進を図るため、各施策において、次の取組内容及び具体的な取組を実施する必要があります。

施策の方向性Ⅰ 成年後見制度の普及・啓発を推進する。

施策1 成年後見制度の普及・啓発

(1) 効果的な広報活動の実施

制度の利用促進を図るため、区民に対して、ホームページ・リーフレット・ちらしや、区内のイベントにおいて制度を周知するなど、効果的な広報活動を実施します。また、申立費用・報酬助成制度等の周知についても強化します。

区分	具体的な取組
充実	ホームページ、リーフレット等による成年後見制度の普及
	区のおしらせ、ホームページ、ちらし等による申立費用・報酬助成制度等の周知
継続	健康福祉まつり等のイベントでの周知

(2) 地域連携ネットワークを活用した講座、講演会等の実施

制度の理解を深めるとともに、制度の利用につなげるため、地域連携ネットワークを活用した講演会やテーマ別・レベル別・年齢別などに分けた講座を実施するなど、内容や手法を工夫します。

区分	具体的な取組
新規	関係団体との連携による成年後見制度講演会の実施
充実	親族向け申立て講座、成年後見制度講座等の内容の精査
	テーマ別・レベル別・年齢別の講座等の実施

施策2 成年後見制度の理解向上

(3) 職員等を対象とした研修の充実

制度の基礎や申立費用・報酬助成制度、受任調整などについての理解向上及び円滑な事務の遂行を目的として行う研修の内容を充実させるとともに、研修の対象者を福祉関係者や専門職などに限らず全職員に拡大するなど、幅広く職員のスキルアップを図っていきます。

区分	具体的な取組
充実	福祉関係者向け研修の対象を全職員に拡大
	申立費用・報酬助成制度、受任調整等の専門的知識を深めるための研修内容の充実

(4) 区及び関係機関の相互理解の促進

区職員、相談機関等がそれぞれ行う業務などについて、相互理解を深め、制度の運用を円滑に進めていくために、合同研修、意見交換会等を実施します。

区分	具体的な取組
新規	合同研修、意見交換会等の実施

施策の方向性Ⅱ 成年後見制度を安心して利用できる仕組みを作る。

施策3 相談・支援体制の強化

(5) 地域関係者と連携した相談体制の強化

地域関係者や各関係機関と連携し、制度の利用が必要な区民の早期発見・早期支援につなげるため、協議会を構成する関係団体及び中核機関からなる地域連携ネットワークを構築します。また、個別訪問や日常的な見守りとの継続的な連携・情報共有を推進していきます。

区分	具体的な取組
新規	関係団体及び中核機関からなる地域連携ネットワークの構築
充実	地域福祉コーディネーター、民生委員、町会等の戸別訪問、日常的な見守りとの連携・情報共有による早期発見・早期支援

(6) 支援方針の検討等への司法専門職等の関与

本人を支援するための方針の検討などの際に、司法・福祉専門職が関与する機会を設けます。また、後見等開始前におけるチーム会議においても、本人の意思を尊重しながら、将来的な制度利用への移行も含めた今後の方針について、司法専門職等の意見を聴いていきます。

後見人等候補者を家庭裁判所に推薦するための検討（受任調整）において、司法専門職等の専門的な助言を得ることにより、本人にとって適切な後見人等候補者を選定します。

区分	具体的な取組
新規	相談支援機関によるアセスメント、ケース会議、チーム会議、受任調整等における司法・福祉専門職の専門的な助言

(7) 本人の意思を尊重した適時・適切な制度利用の促進

後見等開始前におけるチームによる見守り及び本人の意思の把握を継続的に行い、適時・適切な制度の利用につなげるとともに、成年後見等への移行の際に助言を行います。また、後見等開始後においても本人の継続的な状況把握や本人の意思を尊重した制度の運用を促進します。

区分	具体的な取組
新規	チームによる日常的な見守り・本人の意思の継続的な把握
充実	権利擁護支援から成年後見等への移行、後見・保佐・補助・任意後見の選択に係る支援
継続	受任調整シート・本人情報シートの活用

(8) 迅速かつ適切な区長申立ての実施

区長申立てを迅速かつ適切に行うために、検討段階や手続における司法専門職の参加及び手続方法の見直しをします。

区分	具体的な取組
新規	区長申立ての検討における支援・手続等での司法専門職の参加
充実	手続の迅速化

施策4 負担軽減の充実

(9) 申立てに係る手続の支援及び費用・報酬助成の充実

区長申立てに係る報酬助成及びその他の申立て費用・報酬助成の制度を見直し、充実に図ります。

区分	具体的な取組
充実	費用・報酬助成制度の見直し及び充実

施策5 地域連携ネットワークの構築

(10) 協議会の設置・運営

後見等開始の前後を問わず、チームに対して必要な支援ができるよう、法律・福祉の専門職団体、関係機関等が連携して地域課題について継続的に協議を行い、関係機関等の連携の強化及び自発的に協力する体制づくりを進めます。

区分	具体的な取組
新規	協議会の設置・運営

(11) 中核機関の設置・運営

制度の利用促進、成年後見人等への支援、協議会の運営等を行うため、区及び社会福祉協議会が協働して国基本計画に基づく中核機関を設置・運営します。

区分	具体的な取組
新規	中核機関の設置・運営

施策の方向性Ⅲ 成年後見等の担い手となる地域資源の活用・育成をする。

施策6 成年後見等の担い手の確保

(12) 社会貢献型後見人候補者の養成・支援

社会貢献型後見人を養成するための研修を実施するとともに、養成基礎研修の修了後、一定期間経過した後見メンバーのフォローアップを目的とした研修の内容をより充実させていきます。

区分	具体的な取組
継続	社会貢献型後見人（市民後見人）養成研修の実施
充実	後見メンバーフォローアップ研修の実施

(13) 社会貢献型後見人の受任の促進

専門職後見人から社会貢献型後見人への切替え等を行うリレー方式や、後見人等を複数選任する複数後見の実施に向けた検討を行います。

区分	具体的な取組
新規	リレー方式・複数後見の実施の検討

(14) 法人後見の実施の検討

社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人等となり後見等事務を行う法人後見を社会福祉協議会が実施するための検討（ニーズの把握、課題の整理等）を行っていきます。また、法人後見を受任することができる団体を調査します。

区分	具体的な取組
新規	社会福祉協議会による法人後見の実施の検討
	法人後見を受任可能な団体の調査

施策7 社会貢献型後見人等候補者の活用

(15) 社会貢献型後見人候補者の幅広い活用及びモチベーションの確保

各研修を修了した社会貢献型後見人候補者が成年後見人等として活動するまでの間、社会福祉協議会が行う法人後見業務の後見支援員等に活用し、候補者のモチベ

ーションの確保を図ります。

区分	具体的な取組
新規	法人後見業務の後見支援員等への活用の検討
継続	講座・講演会の講師・運営への活用

施策の方向性Ⅳ 成年後見人等の活動しやすい環境を作る。

施策8 成年後見人等の活動環境の整備

(16) 協議会及びチームの継続的な連携の強化

後見等開始後の成年後見人等を含むチームに対して、協議会等が専門的な助言を行い支援するとともに、協議会及びチームの継続的な連携を強化します。

区分	具体的な取組
新規	協議会等によるチームへの専門的助言・相談対応への支援

(17) 成年後見人等選任後の状況把握の仕組みづくり

成年後見人等が選任された後についても継続的にモニタリングを行い、必要に応じて成年後見人等を支援し、活動しやすい環境を作ります。

区分	具体的な取組
新規	継続的な見守りの実施
充実	定期報告書作成支援

施策9 成年後見人等への支援

(18) 成年後見人等の相談窓口の明確化

成年後見人等が区役所において行う送付先変更手続等について、手続や相談の窓口の明確化などを行い、成年後見人等からの相談に対応します。

区分	具体的な取組
新規	送付先変更等の選任後の手続に係る窓口の一元化
充実	事案に応じた相談窓口一覧の作成・周知

(19) 親族後見人等への支援の充実

親族後見人等が一人で悩みなどを抱え込まないように、親族後見人等による交流会やワークショップなどを開催して支援を行っていきます。

区分	具体的な取組
継続	親族後見人等を対象とした講座（交流会・ワークショップ）の実施

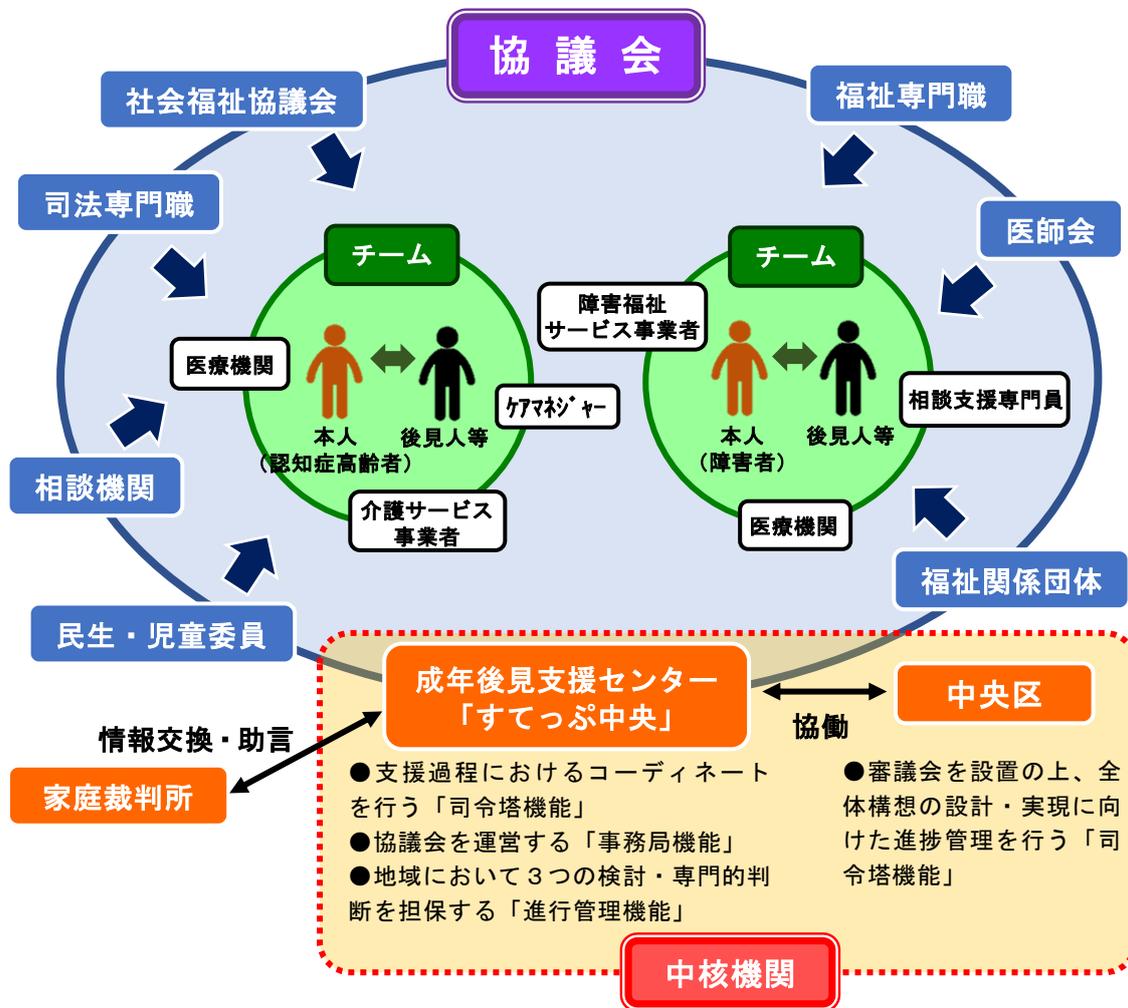
解説

地域連携ネットワーク

地域連携ネットワークは、本人及び後見人等を支える医療・福祉・地域の関係者等からなる「チーム」を相談機関、専門職、行政等が一体的に連携・協力して支援を行う仕組みです。

行政や社会福祉協議会のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職においては成年後見制度の利用に係る直接の相談や支援を担う役割、相談支援専門員、介護支援専門員、障害・介護サービス事業者、医療機関等においては日常的な業務から成年後見制度の利用が必要な人を発見し、つなぐ役割が期待されます。

◆地域連携ネットワークのイメージ



協議会

協議会は、法律・福祉の専門職団体、関係機関等が連携して地域課題の検討・調整・解決に向けて継続的に協議を行い、地域連携ネットワークの機能・役割が適切に果たせるような体制づくりを進めるための合議体です。

(1) 構成員

医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、障害者団体、民生・児童委員、相談機関（おとしより相談センター・基幹相談支援センター）、社会福祉協議会、行政（中央区）

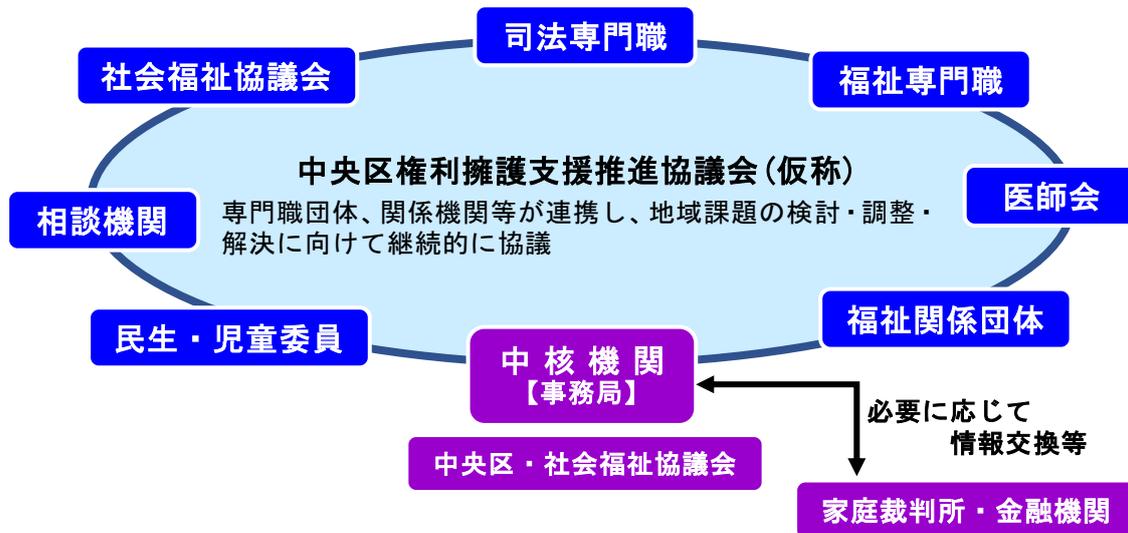
※社会福祉協議会が設置する成年後見運営審査会の構成員を中心に構成

※設置後必要に応じて、構成員として金融機関、家庭裁判所等の追加を検討

(2) 主な審議事項

- ア 困難・複雑な課題を抱えるチームに対して適切な支援を行える体制の整備
- イ 各専門職団体同士の協力体制の整備
- ウ 家庭裁判所との情報交換及び調整

◆協議会のイメージ



中核機関

中核機関は、専門職による専門的助言等の支援の確保、地域連携ネットワークの運営及び地域における連携・対応強化の継続的な推進を行う中核的な機関です。

(1) 設置の主体

中核機関が行う権利擁護支援の業務が、区の保有する個人情報に基づき行うこと、地域関係者や他の行政機関などとの連携及び調整が必要となることから、中央区が設置します。

(2) 運営の主体

地域の実情に応じた適切な運営ができるよう、委託して運営します。なお、現在成年後見支援センター「すてっぷ中央」において行っている成年後見制度の利用促進に係る取組や実績を踏まえ、中核機関としての業務の一部を中央区社会福祉協議会に委託します。

(3) 役割

中央区及び「すてっぷ中央」が協働して中核機関の役割を果たします。

ア 司令塔機能

全体構想の設計及びその実現に向けた進捗管理、支援の各過程や協議時における関係者のコーディネート

イ 事務局機能

関係機関、各種専門団体等が参加し、協力・連携強化を協議する協議会の運営

ウ 進行管理機能

地域における3つの検討・専門的判断（①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断、②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断、③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断）の担保

(4) 主な業務の内容

ア 利用促進のための広報・啓発

イ 相談受付

ウ 利用促進（候補者の推薦）

エ 成年後見人等への支援

オ 関係機関との連絡調整

カ 協議会の運営

審議会

審議会は、各施策の取組内容、具体的な取組等について、進行管理、評価、改善等のための協議を行う合議制の機関です。

(1) 構成員

学識経験者、医師、弁護士、司法書士、社会福祉士、障害者団体、民生・児童委員、相談機関（おとしより相談センター・基幹相談支援センター）、社会福祉協議会、行政（中央区）

(2) 主な審議事項

ア 成年後見制度の利用促進に係る基本的施策に関すること。

イ 成年後見制度の利用促進に係る施策の取組内容、具体的な取組等の点検、評価及び見直しに関すること。

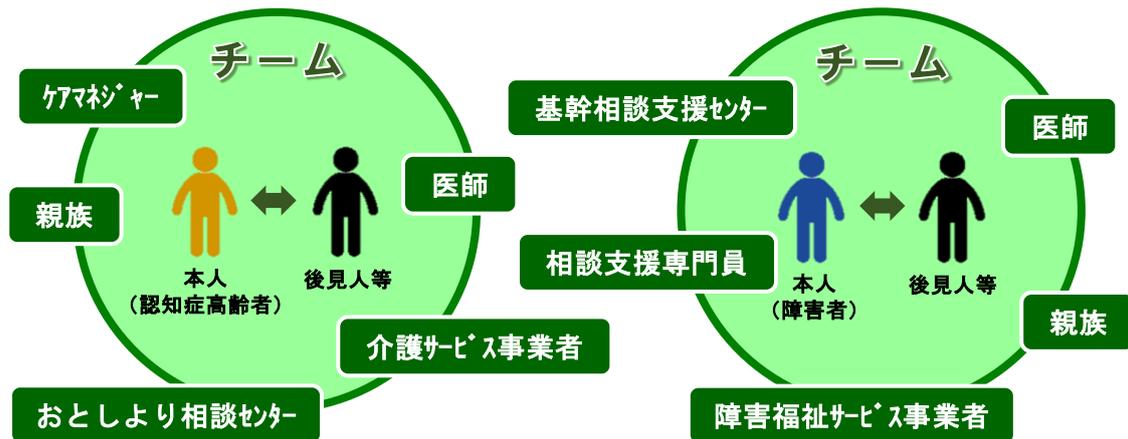
チーム

後見等開始前においては本人に身近な親族、相談支援専門員、介護支援専門員、介護・障害福祉サービス事業者、医療機関、地域の関係者等、後見等開始後においてはこれに後見人等を加えたメンバーが個々の状況に応じて「チーム」となり、本人の意思を尊重した心身・財産の保護を行う仕組みです。

◆中央区におけるチームのイメージ（一例）

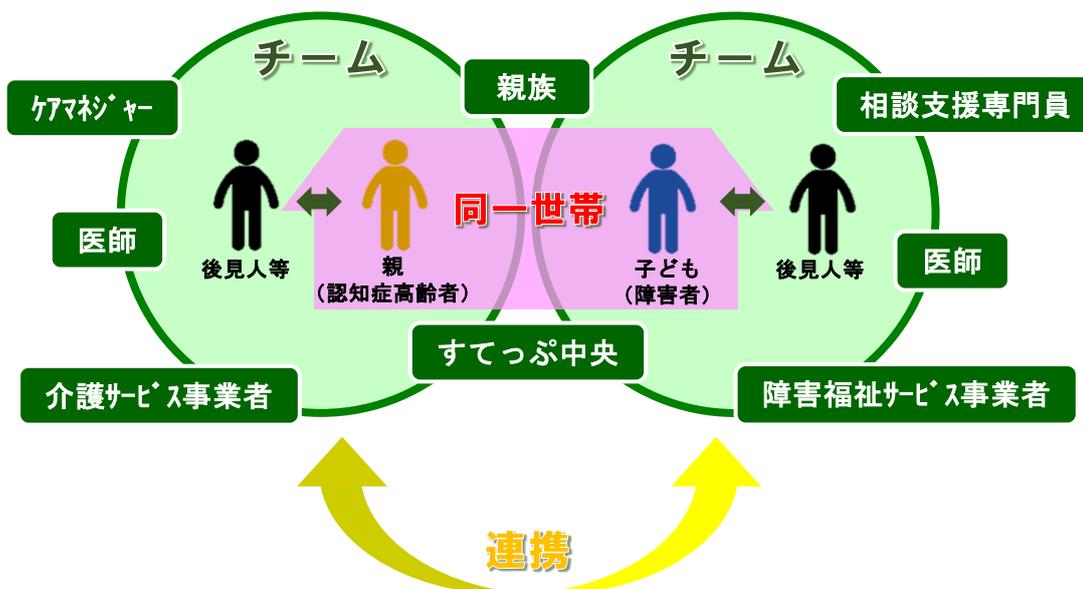
認知症高齢者と後見人等を支えるチーム

障害者と後見人等を支えるチーム



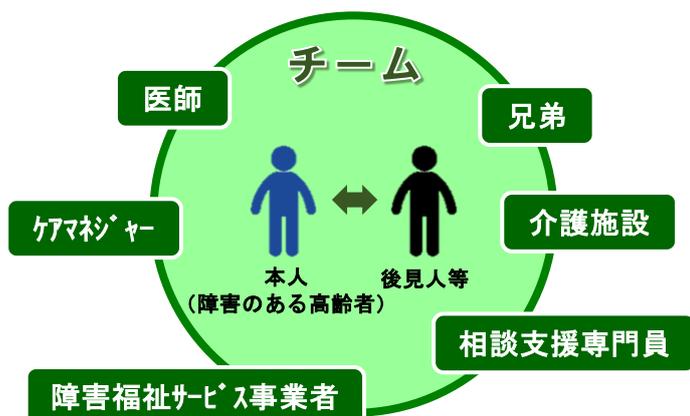
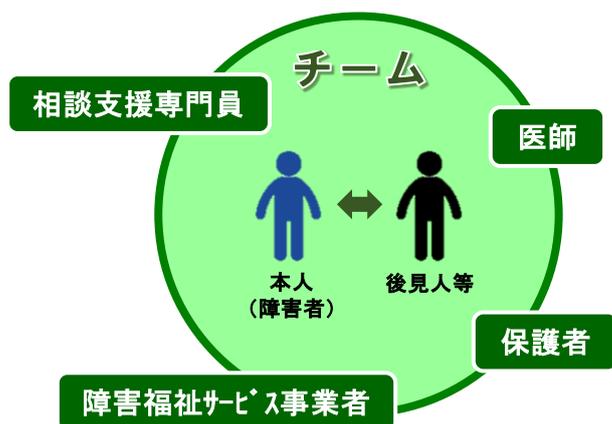
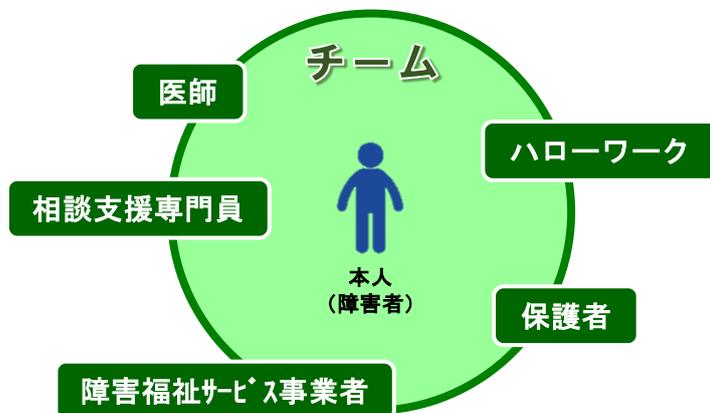
例えば、障害を持った子どもがいる世帯の親が高齢者となり、認知症などの理由で支援が必要になったときは、子どもを支援するチームに加えて、親を支援するチームを結成し、それぞれのチームが連携することにより世帯全体を支えます。

◆認知症高齢者の親と障害のある子どもの世帯を支えるチームのイメージ



また、障害を持った成年被後見人が高齢者になるなど、本人の状況が変化したときは、その状況に応じて「チーム」のメンバーを適宜追加・削減します。

◆障害者の状況の変化に応じて支えるチームのイメージ



<ライフステージの変化>

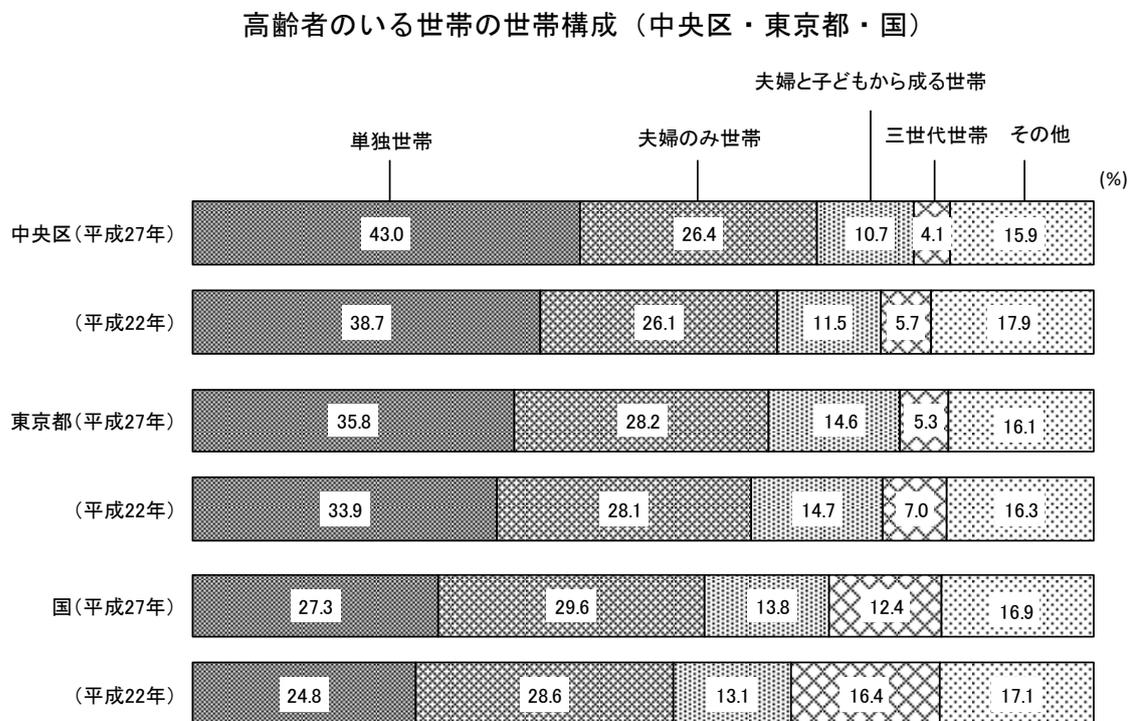
- 青年期
障害はあるが、判断能力があり、少しの支援を受ければ、自立して生活ができる状態
- 中年期
障害に加え、加齢により心身機能が低下し、判断能力が不十分となり、後見人等の支援が必要な状態
- 老年期
高齢となり、高齢者・障害者の両方の観点からの支援が必要な状態

資料編（中央区の現状）

1 高齢者の現状

(1) 高齢者のいる世帯の世帯構成

中央区は、東京都や国と比較して、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合が高く、その割合は上昇しています。

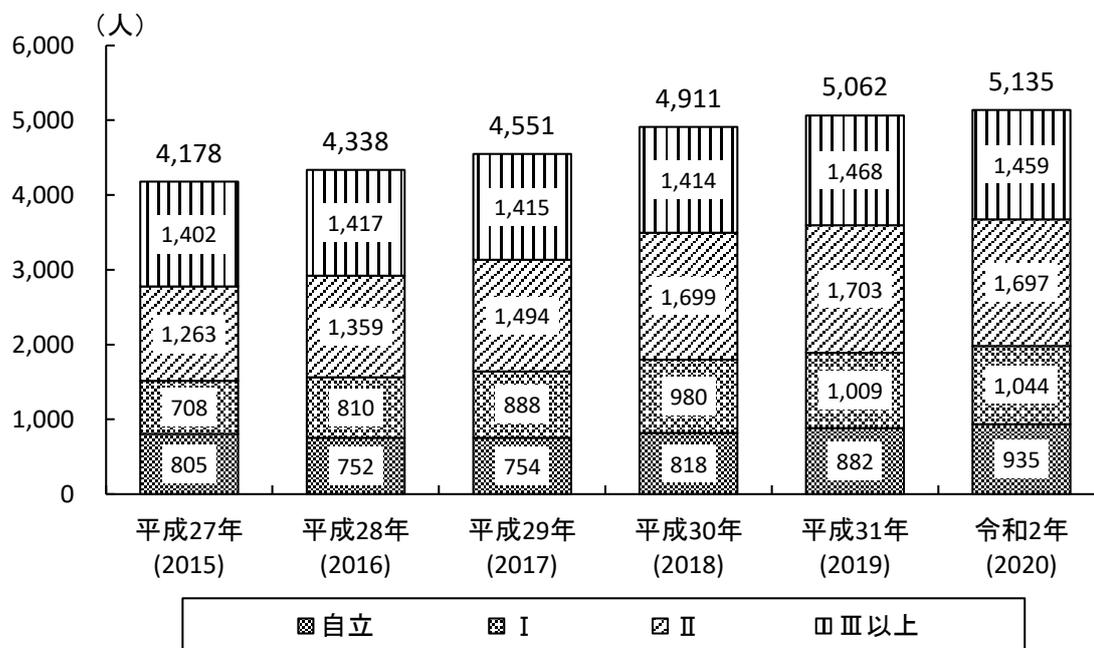


資料：総務省統計局「国勢調査」（平成22年・平成27年）

(2) 認知症高齢者数の推移

要支援・要介護認定者のうち、日常生活自立度別に認知症高齢者数の推移を見ると、生活に支障のある症状等が見られるⅡ以上の認知症高齢者数は、平成27年から令和2年までにかけて491人増加し、令和2年は3,156人となっています。

日常生活自立度別の認知症高齢者数の推移



※転入者で自立度が把握できない者を除いて集計
資料：中央区（各年3月31日現在）

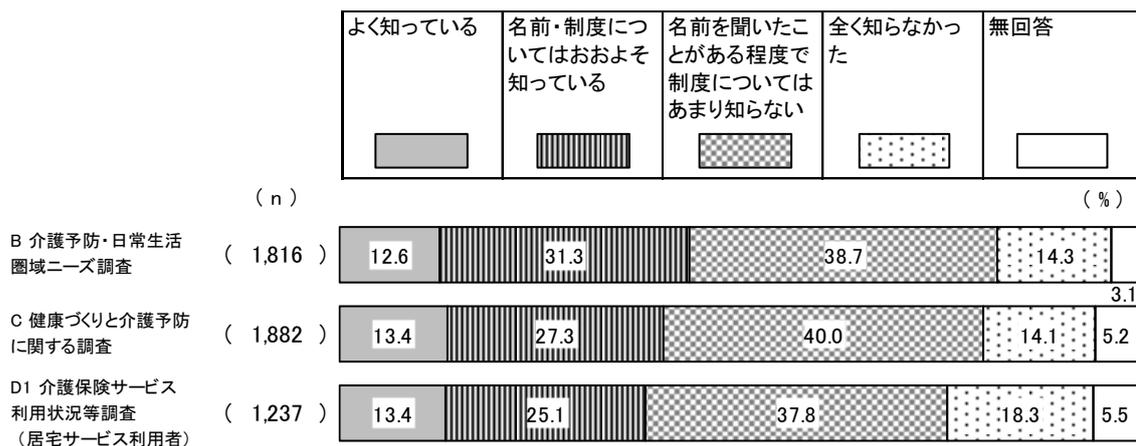
認知症高齢者の日常生活自立度

I	認知症を有するが、家庭内・社会で日常生活は自立
II	生活に支障ある症状等があるが、他者の注意があれば自立 a：家庭外で、上記の状態が見られる。 b：家庭内でも、上記の状態が見られる。
III	日常生活に支障ある症状等があり、介護が必要 a：日中を中心として、上記の状態が見られる。 b：夜間を中心として、上記の状態が見られる。
IV	日常生活に支障ある症状等が頻繁にあり、常時の介護要
M	著しい精神症状・周辺症状が見られ、専門医が必要

(3) 成年後見制度の認知状況

成年後見制度の認知度について、「知っている」との回答（「よく知っている」及び「名前・制度についてはおおよそ知っている」の合計）は、元気高齢者（B調査対象者）、要支援者等（C調査対象者）、介護保険サービス利用者（D1調査対象者）のいずれも4割前後となっています。

高齢者の成年後見制度の認知状況



資料：令和2年3月 中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査報告書

(4) 相談実績

高齢者のおとしより相談センターへの相談件数を見ると、相談内容別では、介護保険サービス及び福祉・保健サービスが多くなっており、権利擁護は1,607件にとどまっています。相談手段別では、どの地域においても電話による相談が最も多くなっています。

おとしより相談センターの地域別・内容別受付相談実績

① 相談内容(重複あり)

(単位:件)

		平成29年度			計	平成30年度			計	令和元年度			計	
		京橋	日本橋	月島		京橋	日本橋	月島		京橋	日本橋	月島		
相談内容	予介護	① 介護予防に関すること	478	234	680	1,392	461	560	898	1,919	658	510	1,224	2,392
	総合相談・支援	② 介護保険サービス	2,944	1,836	3,881	8,661	3,199	2,022	3,396	8,617	2,882	2,511	4,006	9,399
		③ 福祉・保健サービス	2,165	734	2,735	5,634	1,898	663	2,276	4,837	1,882	845	2,699	5,426
		④ 住宅改修に関すること	264	206	359	829	193	123	208	524	254	177	399	830
		⑤ 福祉用具に関すること	238	322	416	976	448	259	312	1,019	268	307	570	1,145
		⑥-1 在宅療養支援に関すること(区民)	277	204	182	663	245	133	123	501	292	191	133	616
		⑥-2 在宅療養支援に関すること(ケアマネ)					25	58	61	144	44	51	62	157
		⑥-3 在宅療養支援に関すること(訪問看護)					11	17	9	37	11	13	48	72
		⑥-4 在宅療養支援に関すること(包括)	180	125	188	493	21	5	0	26	15	3	3	21
		⑥-5 在宅療養支援に関すること(医療機関)					137	123	137	397	129	150	201	480
		⑥-6 在宅療養支援に関すること(その他)					11	24	23	58	15	40	15	70
		⑦ 医療・疾病(入院を含む)	1,027	990	933	2,950	1,168	1,186	1,005	3,359	1,185	1,737	1,311	4,233
	⑧ 入所に関すること	319	434	480	1,233	405	360	385	1,150	529	413	530	1,472	
	⑨ 認知症に関すること	711	439	604	1,754	749	383	604	1,736	614	735	727	2,076	
	⑩ 介護方法に関すること	5	116	85	206	16	105	88	209	2	128	63	193	
	⑪ その他	133	103	242	478	147	96	260	503	125	91	416	632	
	権利擁護	⑫ 権利擁護に関すること	397	410	266	1,073	507	611	204	1,322	413	893	301	1,607
⑬ 虐待に関すること		79	61	103	243	101	54	117	272	49	73	44	166	
ケアマネ支援	⑭ ケアプランに関すること	25	21	36	82	14	66	46	126	18	65	39	122	
	⑮ 制度に関すること	7	3	3	13	5	4	2	11	12	9	1	22	
	⑯ 社会資源に関すること	0	6	1	7	0	20	5	25	3	18	4	25	
	⑰ その他ケアマネ業務に関すること	1	5	1	7	8	20	2	30	5	8	4	17	
	その他(事業者等)	24	0	3	27	0	2	6	8	0	0	4	4	
	合計	9,274	6,249	11,198	26,721	9,769	6,894	10,167	26,830	9,405	8,968	12,804	31,177	

平成28年度以降月島地域の件数は「勝どきおとしより相談センター」分を、平成29年度以降日本橋地域の件数は「人形町おとしより相談センター」分を含む。

② 相談件数(実人数)

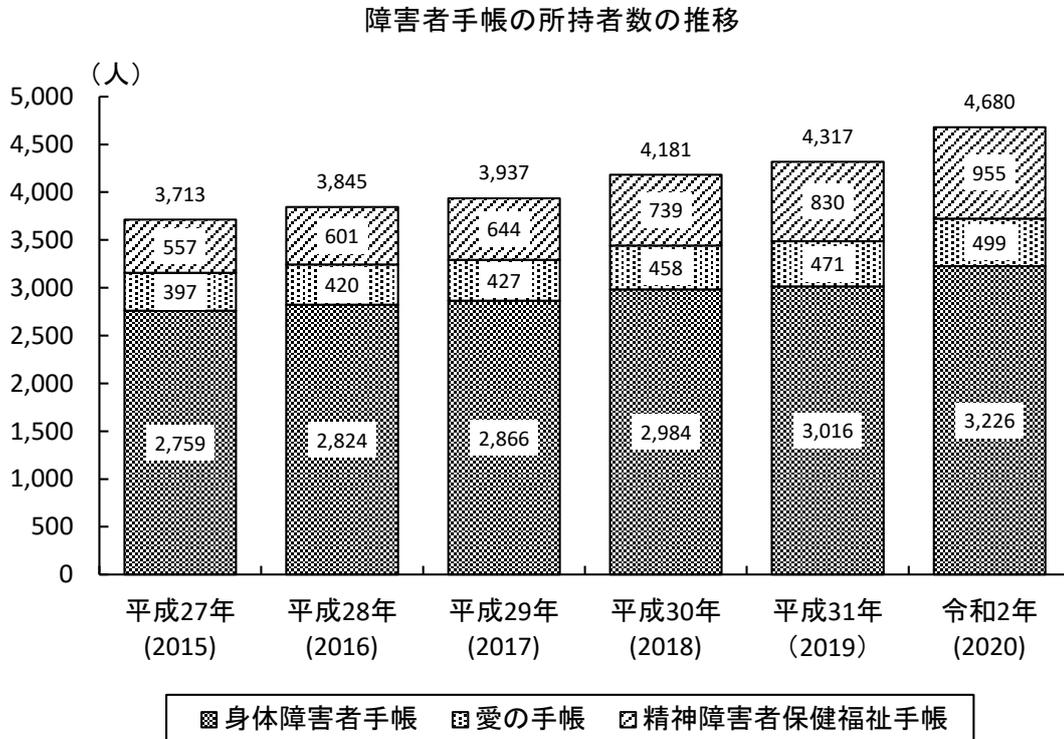
(単位:人)

		平成29年度			合計	平成30年度			合計	令和元年度			合計
		京橋	日本橋	月島		京橋	日本橋	月島		京橋	日本橋	月島	
相談手段	電話	4,329	2,072	3,704	10,105	4,191	2,672	3,107	9,970	4,148	3,553	3,918	11,619
	来所	1,334	890	3,566	5,790	1,185	1,132	3,529	5,846	1,164	1,134	3,749	6,047
	訪問	1,111	706	1,056	2,873	1,215	679	1,022	2,916	1,006	990	1,291	3,287
	文書(FAX・メール含む)	214	37	18	269	199	35	9	243	212	52	34	298
	コールセンター	44	8	16	68	31	2	50	83	29	19	50	98
	合計	7,032	3,713	8,360	19,105	6,821	4,520	7,717	19,058	6,559	5,748	9,042	21,349

2 障害者の現状

(1) 障害者手帳の所持者数

障害者手帳の所持者数はいずれの手帳所持者も増加傾向にあり、合計数は、平成27年は3,713人でしたが、令和2年は4,680人となっています。



資料：中央区（各年4月1日現在）

愛の手帳所持者の障害程度を見ると、最も軽度の4度が229人（45.9%）、3度（中度）が133人（26.7%）と、中・軽度者が7割以上になっています。

これを年齢別に見ると、18歳未満では4度（軽度）の割合が53.0%と、若年者で軽度者の割合が比較的高くなっています。

東京都愛の手帳所持者数

程度別 年齢計	計	1度 (最重度)	2度 (重度)	3度 (中度)	4度 (軽度)
計	499	24	113	133	229
18歳以上	335	20	77	96	142
18歳未満	164	4	36	37	87

資料：中央区（令和2年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者の障害程度を見ると、最も軽度の3級が517人(54.1%)、2級が397人(41.6%)と、中・軽度者で95%を超えています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数

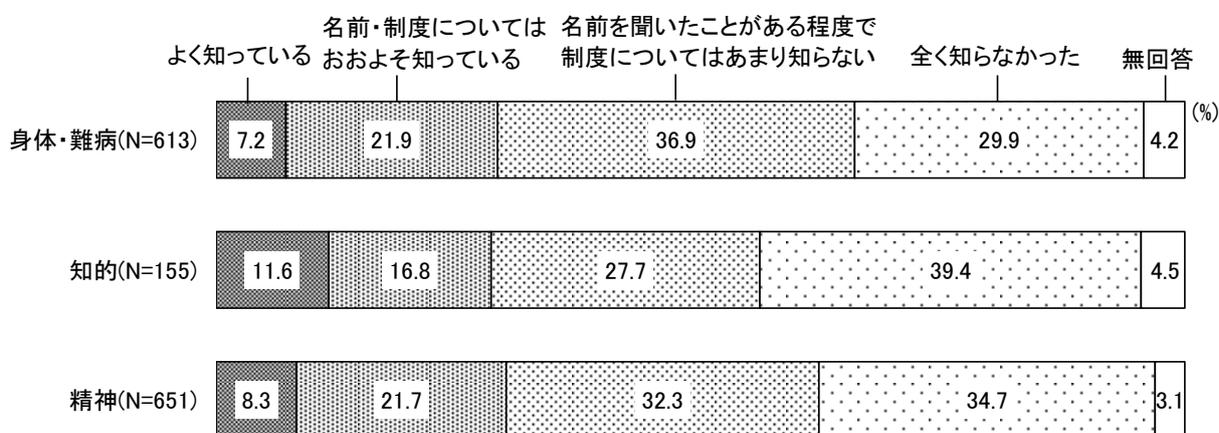
程度別 年齢計	計	1級 (重度)	2級 (中度)	3級 (軽度)
計	955	41	397	517
18歳以上	944	40	395	509
18歳未満	11	1	2	8

資料：中央区（令和2年4月1日現在）

(2) 成年後見制度の認知状況

成年後見制度の認知度について、「知っている」との回答（「よく知っている」及び「名前・制度についてはおおよそ知っている」の合計）は、3障害いずれも約30%となっています。

障害者の成年後見制度の認知状況

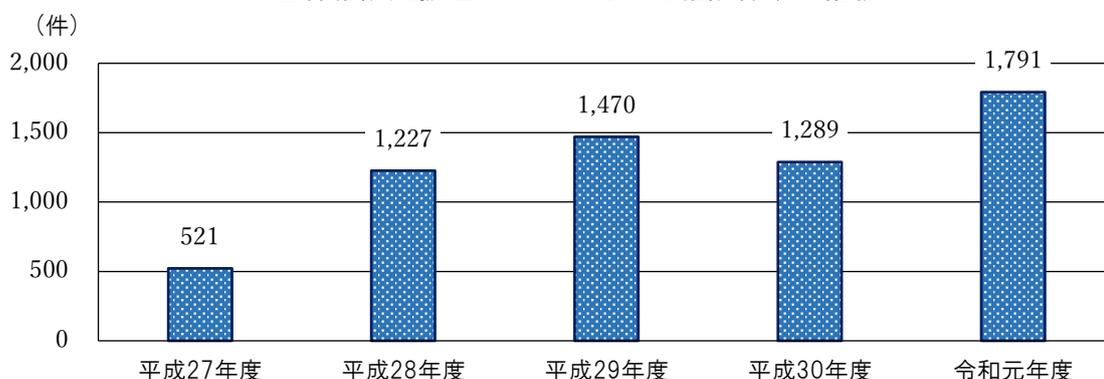


資料：令和2年3月 中央区障害者（児）実態調査報告書

(3) 相談実績

障害者の相談件数の推移を見ると、平成30年度は一時的に減少しましたが、令和元年度は大きく増加しています。障害種別では知的障害及び発達障害が、相談方法別では関係機関が多くなっています。

基幹相談支援センターにおける相談件数の推移



基幹相談支援センターにおける相談<障害種別実績数>

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
身体障害者	92	7.5	135	9.2	202	15.7	207	11.6
重症心身障害	1	0.1	1	0.0	11	0.9	7	0.4
知的障害	692	56.4	900	61.2	542	42.0	918	51.3
精神障害	148	12.1	133	9.0	60	4.7	72	4.0
発達障害	243	19.8	195	13.3	420	32.6	430	24.0
高次脳機能障害	0	0.0	14	1.0	5	0.4	8	0.4
難病	4	0.3	13	0.9	6	0.5	7	0.4
その他	47	3.8	79	5.4	43	3.3	142	7.9
合計	1,227	—	1,470	—	1,289	—	1,791	—

基幹相談支援センターにおける相談<相談支援方法別実績数>

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
訪問	152	12.4	124	8.4	55	4.3	53	3.0
来所相談	225	18.3	159	10.8	230	17.8	210	11.7
同行	43	3.5	41	2.8	22	1.7	44	2.5
電話相談	218	17.8	337	22.9	224	17.4	352	19.7
メール	22	1.8	13	0.9	17	1.3	34	1.9
ケース会議	23	1.9	10	0.7	14	1.1	31	1.7
関係機関	544	44.3	785	53.4	720	55.9	1,057	59.0
その他	0	0.0	1	0.1	7	0.5	10	0.6
合計	1,227	—	1,470	—	1,289	—	1,791	—

支援ニーズ別では、令和元年度は、福祉サービス利用が832件（46.5%）で最も多くなっています。権利擁護の件数は、前年度に比べて7.1倍に増加しており、全体に占める割合も増加しています。

基幹相談支援センターにおける相談＜支援ニーズ＞

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
福祉サービス利用	477	38.9	587	39.9	471	36.5	832	46.5
障害・病状の理解	256	20.9	224	15.2	29	2.2	49	2.7
健康・医療	60	4.9	166	11.3	76	5.9	159	8.9
不安解消・情緒安定	142	11.6	116	7.9	49	3.8	51	2.8
保育・教育	2	0.2	1	0.1	50	3.9	22	1.2
家庭・人間関係	39	3.2	94	6.4	137	10.6	128	7.1
家計・経済	24	2.0	26	1.8	16	1.2	44	2.5
生活技術	38	3.1	65	4.4	131	10.2	111	6.2
就労	76	6.2	58	3.9	267	20.7	204	11.4
社会参加・余暇活動	74	6.0	88	6.0	25	1.9	41	2.3
権利擁護	9	0.7	25	1.7	20	1.6	142	7.9
その他	30	2.4	20	1.4	18	1.4	8	0.4
合計	1,227	—	1,470	—	1,289	—	1,791	—

3 成年後見制度の利用状況

(1) 区長申立て実績

区長申立ての件数は、平成29年度までは1～3件程度で推移していましたが、平成30年度は8件となりました。令和元年度には再び1件まで落ち込んでいます。

区長申立て関連事業実績

(単位：件)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
区長申立て	3	—	—	1	3	1	2	1	8	1
後見報酬助成	—	—	1	1	1	2	1	—	1	1

(2) 成年後見制度の利用者数

中央区の成年後見制度の利用者数は、令和元年末で209人となっており、後見の利用者が140人と最も多くなっています。

成年後見制度の利用者数（23区）

	市区町村名	後見	保佐	補助	任意後見	合計
1	千代田区	93	25	8	1	127
2	中央区	140	38	22	9	209
3	港区	337	80	29	12	458
4	新宿区	477	108	31	14	630
5	文京区	288	52	22	16	378
6	台東区	268	95	25	11	399
7	墨田区	382	74	26	8	490
8	江東区	597	110	24	8	739
9	品川区	530	142	37	22	731
10	目黒区	434	79	21	13	547
11	大田区	906	214	68	32	1,220
12	世田谷区	1,257	236	75	41	1,609
13	渋谷区	313	68	38	11	430
14	中野区	454	93	23	25	595
15	杉並区	785	165	61	23	1,034
16	豊島区	411	96	27	14	548
17	北区	450	107	40	11	608
18	荒川区	273	81	24	9	387
19	板橋区	715	154	59	24	952
20	練馬区	997	201	70	24	1,292
21	足立区	895	204	52	15	1,166
22	葛飾区	533	92	38	16	679
23	江戸川区	730	129	34	11	904

(注1) 令和元年12月31日時点で東京家裁（立川支部を含む。以下同じ。）が管理している本人数

(注2) 対象となる「本人」は、東京家裁が管理している本人であり、本人の住所地（住民票所在地）が東京都内であっても、東京家裁以外の家裁が管理している本人は含まれない。

(3) 成年後見関係事件の申立て件数

中央区の成年後見制度の申立ての件数は、令和元年で39件となっており、後見開始の申立てが25件（64.1%）で最も多くなっています。

成年後見制度の申立て件数（23区）

	区市町村名	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見 監督人選任	合計
1	千代田区	17	4	0	2	23
2	中央区	25	5	5	4	39
3	港区	61	24	5	5	95
4	新宿区	97	15	6	3	121
5	文京区	54	10	0	2	66
6	台東区	45	25	5	6	81
7	墨田区	66	17	6	3	92
8	江東区	110	31	1	5	147
9	品川区	100	35	15	4	154
10	目黒区	63	9	5	1	78
11	大田区	191	42	16	13	262
12	世田谷区	225	33	17	12	287
13	渋谷区	56	11	8	8	83
14	中野区	69	15	3	6	93
15	杉並区	147	24	11	4	186
16	豊島区	79	20	7	4	110
17	北区	106	24	8	3	141
18	荒川区	44	10	5	3	62
19	板橋区	128	46	8	10	192
20	練馬区	165	36	12	6	219
21	足立区	169	48	10	5	232
22	葛飾区	102	13	7	2	124
23	江戸川区	138	24	6	5	173

(注) 東京家裁に対して平成31年1月から令和元年12月までに申立てのあった成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の件数

(4) 成年後見人等と本人の関係別件数

成年後見人等と本人の関係は、司法書士16件、弁護士10件、子6件の順になっています。

成年後見人等と本人との関係別件数

	配偶者	親	子	兄弟姉妹	その他親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人	合計
後見	1		6	1	1	9	10						1		1	30
保佐						1	3	1								5
補助		1					3									4
合計	1	1	6	1	1	10	16	1					1		1	39

(注) 東京家裁において平成31年1月から令和元年12月までに後見開始、保佐開始及び補助開始事件で開始の審判がなされた事件を対象に、開始時に選任された後見人、保佐人及び補助人と本人との関係を類型別に集計したもの

4 成年後見支援センター「すてっぷ中央」の事業実績

(1) 相談事業

推進機関である成年後見支援センター「すてっぷ中央」の一般相談の合計は、令和元年度が1,947件と前年度から伸びており、高齢者の相談が8割以上と多くなっています。

福祉法律相談は、令和元年度が20件で、うち8件が成年後見に関する相談です。

権利擁護支援事業の相談は、令和元年度が31件で、高齢者及び認知症高齢者の相談が6割以上を占めています。

一般相談件数（新規＋継続）

対象区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者	成年後見	933	881	501	712	1,077
	その他	239	331	350	639	519
	計	1,172	1,212	851	1,351	1,596
知的障害者	成年後見	11	16	6	80	28
	その他	3	7	8	6	10
	計	14	23	14	86	38
精神障害者	成年後見	147	29	24	154	118
	その他	27	39	46	53	76
	計	174	68	70	207	194
その他	成年後見	98	176	116	94	39
	その他	55	59	56	76	80
	計	153	235	172	170	119
合計		1,513	1,538	1,107	1,814	1,947

福祉法律相談件数

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
成年後見	7	16	7	13	8
権利侵害	0	1	2	2	3
その他（遺言・相続等）	22	5	15	7	9
合計	29	22	24	22	20

権利擁護支援事業相談受付件数（新規のみ）

対象区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者	12	20	8	31	8
認知症高齢者	9	27	15	12	12
知的障害者	2	0	2	0	0
精神障害者	7	1	2	3	5
その他	7	5	3	4	6
合計	37	53	30	50	31

(2) 権利擁護支援事業

令和元年度の地域福祉権利擁護支援事業の対象者は26人で、昨年度から増加しており、財産管理・保全サービスの対象者は19人で、昨年度から変化はありません。

地域福祉権利擁護支援事業対象者数

対象区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症高齢者	21	25	20	18	20
知的障害者	2	2	2	1	1
精神障害者	3	4	4	4	3
その他	0	0	0	0	2
合計	26	31	26	23	26

財産管理・保全サービス対象者数（対象拡大分）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者	26	24	22	19	19
その他	0	0	0	0	0
合計	26	24	22	19	19

(3) 成年後見費用助成事業

令和元年度は、後見報酬助成が8件、申立て費用助成及び申立て書類作成費用助成がそれぞれ2件となっており、いずれも昨年度と比較して増加しています。

後見報酬助成件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件数（単位：件）	2	5	6	6	8
金額（単位：円）	535,000	1,243,000	1,669,000	1,316,743	1,848,459

申立て費用助成件数

内容		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申立て費用	件数	1	0	1	1	2
	金額	12,300	0	20,250	16,840	42,392
申立て書類 作成費用 (H29年度開始)	件数	—	—	1	1	2
	金額	—	—	98,709	98,709	200,000

(4) 社会貢献型後見人養成等事業

社会貢献型後見人養成講習修了者は、令和2年4月1日現在で29人となっています。

社会貢献型後見人養成講習修了者数等

(令和2年4月1日現在)

養成講習修了者	29人	平成25年度まで都が実施していた養成講習を、平成27年度から区(中央区社会福祉協議会補助事業)で実施している(平成26年度は東社協が実施)。
後見人等受任	2人	後見人等を受任した場合、原則として登録生活支援員の活動を休止する。
後見活動メンバー登録	23人	
登録生活支援員	14人	社協と雇用契約を締結し、登録生活支援員として地域福祉権利擁護事業活動を行っている。

5 成年後見制度に係る中央区の現在の取組

(1) 区長申立て及び費用の助成

判断能力が不十分な高齢者、障害者等で、配偶者及び4親等内の親族がない場合などに、本人の福祉サービスの利用を支援し、権利を擁護するため、区長が後見等開始の審判請求を行う区長申立てを行っています。

また、区長が審判請求を行う場合に、成年後見人等に対する後見報酬等の費用を負担することが困難な者に対しては、その費用を助成しています。

(2) 中央区社会福祉協議会(成年後見支援センター「すてっぷ中央」)への補助

中央区社会福祉協議会が設置した成年後見支援センター「すてっぷ中央」では、区民が安心して成年後見制度を利用できるよう、①成年後見制度の相談及び利用支援、②福祉法律相談、③講演会等の開催、④費用等の助成を行っており、これらの事業に係る経費の一部を補助しています。